資料２

【要領説明資料】諮問に係る主な手続について

審査請求人	青森市行政不服審査会	審査庁（青森市長）

ＳＴＥＰ１：審査庁から諮問を受けるに当たっての規定

【第４条関係】　⇒　諮問書の様式を定めるもの

①　処分についての審査請求（様式第１号）

②　不作為についての審査請求（様式第２号）

【第５条関係】　⇒　諮問を取り下げるに当たっての様式を定めるもの

諮問取下書（様式第３号）

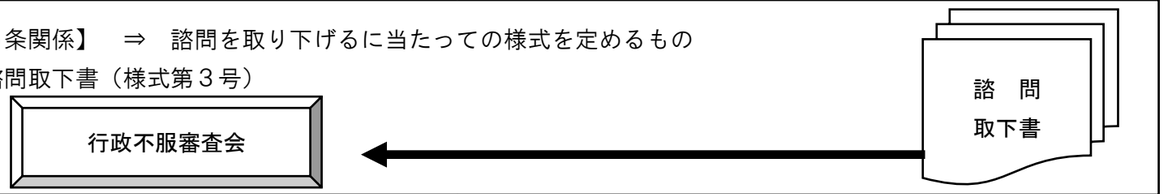

ＳＴＥＰ２：調査・審議に当たっての規定

【第６条第１項関係】　⇒　主張書面等の提出を審査関係人に求めること等について定めるもの

根拠：行政不服審査法第 74 条　審査会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は･･･審査庁･･･にその主張を記載した書面(以下この款において「主張書面」という。)又は資料の提出を求めること、･･･その他必要な調査をすることができる。

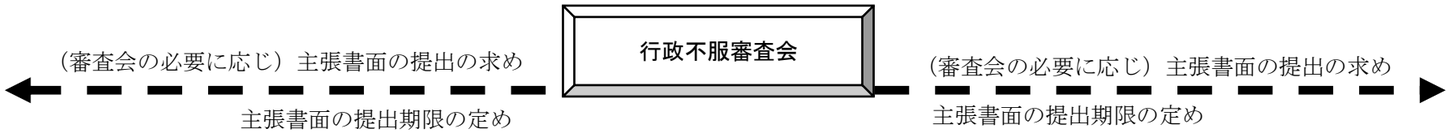

【第６条第２項関係】　⇒　主張書面等の提出に当たっての提出期限を定めたときは通知する旨を定めるもの

根拠：行政不服審査法第 76 条　審査関係人は、審査会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

※　主張書面が提出された場合に、他の審査関係人から閲覧・交付の求めがあった場合に、その閲覧・交付に当たっての意見を聴くものとする。

審査請求人	青森市行政不服審査会	審査庁（青森市長）

【第７条第１項関係】　⇒　口頭意見陳述の意思確認について定めるもの

根拠：行政不服審査法第 75 条　審査会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

（必要に応じ）意思の確認　←　**行政不服審査会**　→　（必要に応じ）意思の確認

【第７条第２項関係】　⇒　口頭意見陳述申立書の様式（様式第４号）を定めるもの

口頭意見陳述申立書　（必要に応じ）→　**行政不服審査会**　←（必要に応じ）　**口頭意見陳述申立書**

行政不服審査会において、実施する（しない）の判断

【判断基準の解釈】

「簡易迅速に国民の権利利益を救済するという不服申立制度の趣旨を踏まえ、審理員意見書、事件記録等により審査関係人の主張が既に十分明らかとなっている･･･場合など、行政不服審査会がその必要がないと認めるときは、意見を述べる機会を与えなくてもよいこととしている。」

（「逐条解説行政不服審査法（編集：行政管理研究センター発行：ぎょうせい）」）

【第７条第３項関係】　⇒　実施する（実施しない）ことについて書面で通知することについて定めるもの

【第８条第１項関係】　⇒　主張書面等閲覧又は交付のための請求書の様式（様式第５号）を定めるもの

根拠：行政不服審査法第 78 条第１項　審査関係人は、審査会に対し、審査会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧･･･又は当該主張書面若しくは当該資料の写し･･･の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

主張書面等閲覧等請求書　→　**行政不服審査会**　←　**主張書面等閲覧等請求書**

【第８条第３項関係】　⇒　第６条第３項で確認した意見を踏まえ、閲覧又は交付する（閲覧又は交付しない）ことについて書面で通知することについて定めるもの

【第８条第４項関係】　⇒　主張書面等の閲覧又は交付に反対する旨の意見が提出されている場合の取扱いについて定めるもの

主張書面等の提出人から当該主張書面等の閲覧又は交付に反対する旨の意見が提出されている場合において、当該主張書面等について閲覧をさせ、又は交付をするときは、書面により、当該提出人にその旨を通知すること。

審査請求人	青森市行政不服審査会	審査庁（青森市長）

【第９条関係】　⇒　交付手数料減額（免除）申請書の様式（様式第６号）を定めるもの

根拠：行政不服審査法第 78 条第５項　審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。
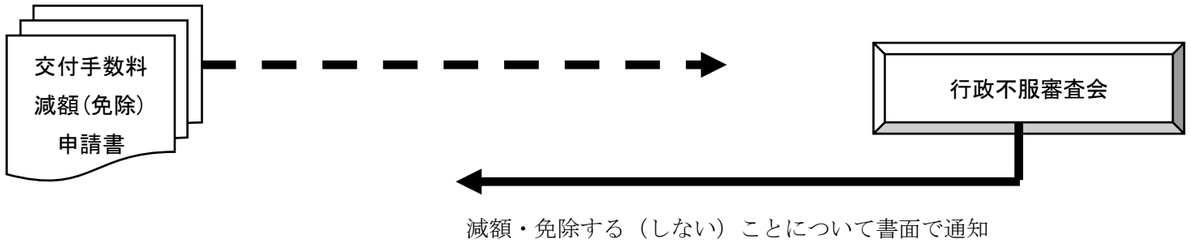
青森市手数料条例第６条　前条の規定にかかわらず、審理員･･･又は青森市行政不服審査会は、行政不服審査法第 38 条第 1 項又は第 78 条第 1 項の規定により書面等の写し等の交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、別表の 3 交付手数料の表七の項の手数料を減額し、又は免除することができる。